



10 / 22 (火) の発表

報道発表資料の配付日時 10 月 22 日 (火) 15 時 00 分

発表項目 (行事名)	水痘注意報の発令について													
記者レクチャー のお知らせ		発表者												
		発表場所												
概要	●水痘注意報の発令について 中標津保健所管内（別海町・中標津町・標津町・羅臼町）2カ所の小児定点医療機関からの報告数が2人となり、注意報基準（定点あたり1人）を超えたため、水痘注意報を発令したので、お知らせします。 水痘患者報告状況（表示は、「報告数(患者／定点)」単位：人） <table><tr><td>第38週</td><td>第39週</td><td>第40週</td><td>第41週</td><td>第42週</td></tr><tr><td>0(0.00)</td><td>0(0.00)</td><td>0(0.00)</td><td>0(0.00)</td><td>2(1.00)</td></tr></table> ※第42週の患者報告数は速報値 前回注意報 令和5年（2023年）2月21日から 令和5年（2023年）2月28日				第38週	第39週	第40週	第41週	第42週	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(1.00)
第38週	第39週	第40週	第41週	第42週										
0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	2(1.00)										
参考	(添付資料) 「水痘の流行について（注意報）」													

報道（取材） に当たって のお願い		
他のクラブ との関係	同時配付	（場所） 同時レク

担当 （連絡先）	北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室（中標津保健所） 健康推進課長 舘巖 晶子 電話 0153-72-2168
-------------	---

水痘の流行について（注意報）

令和6年（2024年）10月22日（火）15時00分

北海道中標津保健所
（北海道根室振興局保健環境部中標津地域保健室）
TEL：0153-72-2168 FAX：0153-72-6894

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年（2024年）第42週（令和6年10月14日～10月20日）において、中標津保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、中標津保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘の感染予防

水痘の感染予防には予防接種が有効です。水痘患者との接触後72時間以内にワクチンを接種すれば、発症の予防ないし、軽症化ができると言われています。

空気感染、飛沫感染、接触感染により広がることから、最も感染しやすい感染症の一つとされています。

なお、平成26年10月から、生後12月から生後36月に至るまでの間にある方を対象として、水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

2 水痘とは

水痘は、水痘－带状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに带状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

3 その他

（1）最近5週における定点医療機関からの水痘患者報告状況

（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第38週 (9/16～9/22)	第39週 (9/23～9/29)	第40週 (9/30～10/6)	第41週 (10/7～10/13)	第42週 (10/14～10/20)
中標津保健所	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	※2 (1.00)
根室保健所	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	※0 (0.00)
全道	12(0.09)	13(0.09)	16(0.12)	53(0.39)	-(-)
全国	437(0.14)	396(0.13)	410(0.13)	457(0.15)	-(-)

※第42週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）

（2）水痘警報・注意報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した警報・注意報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘の警報・注意報レベル>

	警報開始基準値	警報終息基準値	注意報基準値
定点当たりの患者数（人）	2	1	1

